

平成27年海事代理士試験

筆記試験問題

1時限 (9:00~10:30)

1. 憲法
2. 民法
3. 商法
4. 国土交通省設置法

1. 憲法

1. 日本国憲法の条文を参照した(1)～(5)の各文章について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、下欄の1～4の選択肢から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) ア. 内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、衆議院議員の中から選ばなければならない。
イ. 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、内閣は、総辞職をしなければならない。
- (2) ア. 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。
イ. 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。
- (3) ア. 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。
イ. 予算について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、三十日以内に議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。
- (4) ア. 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。
イ. 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。
- (5) ア. 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。
イ. この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する義務を負う。

【選択肢】

1. ア-○ イ-○	2. ア-○ イ-×	3. ア-× イ-○	4. ア-× イ-×
------------	------------	------------	------------

2. 次の文章は日本国憲法の条文である。□に入る適切な語句を下欄の語群の中から
選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない□ア権利として信託されたものである。
- (2) 日本国民は、正義と秩序を基調とする□イを誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- (3) 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに□ウの提出を要求することができる。
- (4) 国務大臣は、その在任中、□エの同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。
- (5) 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる□オも受けない。

【語群】

- | | | | | |
|---------|----------|-----------|----------|----------|
| A. 議事録 | B. 普遍的な | C. 内閣総理大臣 | D. 公文書 | E. 国会 |
| F. 尋問 | G. 供述 | H. 不利益 | I. 最低限度の | J. 最高裁判所 |
| K. 不変の | L. 安全の保障 | M. 永久の | N. 両議院 | O. 調査書 |
| P. 苦役 | Q. 恒久の平和 | R. 内閣 | S. 責任の追及 | T. 国際平和 |
| U. 世界平和 | V. 記録 | W. 固有の | X. 差別待遇 | Y. 国際社会 |

2. 民法

1. 民法の条文を参照した(1)～(5)の各文章について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、下欄の1～4の選択肢から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) ア. 所有者のない不動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。
イ. 債権は、金銭に見積もることができないものであっても、その目的とすることができる。
- (2) ア. 抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ、時効によって消滅しない。
イ. 買戻しの期間は、十年を超えることができない。但し、特約でこれより長い期間を定めたときは、この限りではない。また、買戻しについて期間を定めなかったときは、五年以内に買戻しをしなければならない。
- (3) ア. 贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵又は不存在について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存在を知りながら受贈者に告げなかったときは、この限りでない。
イ. 贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずるが、書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる。
- (4) ア. 相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知った時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から二十年を経過したときも、同様である。
イ. 船舶中に在る者は、証人二人以上の立会いをもって遺言書を作ることができる。
- (5) ア. 事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、その事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。
イ. 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様である。

【選択肢】

1. ア-○ イ-○	2. ア-○ イ-×	3. ア-× イ-○	4. ア-× イ-×
------------	------------	------------	------------

2. 次の文章は民法の条文である。□に入る適切な語句又は数字を下欄の語群の中から選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5点)

(1) 債権は、□ア□年間行使しないときは、消滅する。

(2) □イ□者は、他人の土地において工作物又は竹木を所有するため、その土地を使用する権利を有する。

(3) 不在者の生死が□ウ□年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。

(4) 時効は、当事者が□エ□しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

(5) 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移転しないで債務の担保に供した□オ□□について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

【語群】

- | | | | | |
|--------|--------|---------|--------|-------|
| A. 入会権 | B. 二 | C. 有価証券 | D. 三十 | E. 七 |
| F. 弁済 | G. 二十 | H. 地上権 | I. 五十 | J. 財産 |
| K. 土地 | L. 援用 | M. 放棄 | N. 船舶 | O. 三 |
| P. 借地権 | Q. 四 | R. 承認 | S. 提訴 | T. 十 |
| U. 五 | V. 不動産 | W. 賃借権 | X. 地役権 | Y. 一 |

3. 商 法

1. 商法の条文を参照した(1)～(5)の各文章について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、下欄の1～4の選択肢から選び、解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) ア. 航海中の船舶の所有権を譲渡した場合は、原則として、その航海により生じた損益は譲受人に帰するが、特約がある場合においてはこの限りではない。
イ. 船舶所有者は船長その他船員がその職務を行うにあたり故意又は過失により、他人に損害を与えた場合には賠償責任が生ずる。
- (2) ア. 損益の分配は毎航海終了後に、船舶共有者の持分の価格に応じて行う。
イ. 船舶共有者の間にある船舶の利用に関する事項は各共有者の持分の価格に従い、その過半数をもって決定する。
- (3) ア. 船舶所有者は何時でも船長を解任することができる。
イ. 船長は、船舶所有者に遅滞なく航海に関する一切の事項を報告しなければならない。また、船長は、毎航海終了後に遅滞なくその航海に関する計算をし、船舶所有者の承認を求め、船舶所有者の請求のあるときは何時においても計算の報告をしなければならない。
- (4) ア. 船舶所有者は、所有する全ての船舶について、特別法の定めに従い登記し、かつ、船舶国籍証書の交付を受けなければならない。
イ. 船舶所有者は、旅客が契約により船内に持ち込むことができる手荷物については、特約の有無に関わらず、別途運送賃を請求することはできない。
- (5) ア. 共同海損又は船舶の衝突により生じた債権は1年を経過した場合は時効により消滅する。この期間は、船舶の衝突についてはその計算終了の時より起算する。
イ. 船舶債権者の先取特権と他の先取特権が競合する場合においては、船舶債権者の先取特権が優先される。

【選択肢】

1. ア-○ イ-○	2. ア-○ イ-×	3. ア-× イ-○	4. ア-× イ-×
------------	------------	------------	------------

2. 次の文章は商法の条文である。□に入る適切な語句を、下欄の語群の中から選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 発航前ニ於テハ傭船者ハ運送賃ノ□ア□ヲ支払ヒテ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得
- (2) 保険者カ委付ヲ承認セサルトキハ被保険者ハ委付ノ原因ヲ証明シタル後ニ非サレハ□イ□ノ支払ヲ請求スルコトヲ得ス
- (3) 船舶ノ存否カ□ウ□間分明ナラサルトキハ其船舶ハ行方ノ知レサルモノトス
- (4) 海難ニ際シ契約ヲ以テ救助料ヲ定メタル場合ニ於テ其額カ著シク不相応ナルトキハ□エ□ハ其増加又ハ減少ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ準用ス
- (5) 傭船者又ハ荷送人ハ船長又ハ之ニ代ハル者ノ請求ニ因リ□オ□ノ謄本ニ署名シテ之ヲ交付スルコトヲ要ス

【語群】

A. 六个月	B. 一部	C. 全額	D. 海上保険契約書	E. 当事者
F. 保険金	G. 保険価格	H. 船舶所有者	I. 船長	J. 三个月
K. 救助者	L. 保険料	M. 運送契約書	N. 一年	O. 一个月
P. 三分ノ一	Q. 三分ノ二	R. 分配金	S. 船荷証券	T. 三年
U. 船舶登記簿	V. 半額	W. 海員	X. 船積証券	Y. 保険金額

4. 国土交通省設置法

1. 次の文章について、に入る適切な語句を下欄のA～Oの中から選び、その記号を解答欄に記入せよ。（5点）

- ・ 国土交通省海事局において、船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事務を所掌している課はア及びイである。
- ・ 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務を所掌している国土交通省海事局の課はウ及び海洋・環境政策課であり、地方運輸局の部はエ又は海事部である。
- ・ 地方運輸局において、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する事務を所掌している部はオ又は海事部である。

A. 総務課	B. 安全政策課	C. 海洋・環境政策課	D. 運航労務課
E. 船員政策課	F. 外航課	G. 内航課	H. 船舶産業課
I. 船用工業課	J. 安全基準課	K. 検査測度課	L. 海技課
M. 海事振興部	N. 海上安全環境部	O. 船員部	

2. 次に掲げる法令として適当なものを、下欄のア～オの中から選び、その記号を解答欄に記入せよ。（3点）

- (1) 国土交通省海事局海洋・環境政策課の所掌事務を規定する法令
- (2) 東北運輸局に海事振興部を置くことを規定する法令
- (3) 神戸運輸監理部の所掌事務を規定する法令

ア. 国土交通省設置法	イ. 国土交通省組織令	ウ. 国土交通省組織規則
エ. 地方運輸局組織令	オ. 地方運輸局組織規則	

3. 次のア～エの文章のうち、誤っているものを2つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。（2点）

- ア. 国土交通省海事局において、水上運送に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する検査制度の企画及び立案に関する事務を所掌しているのは、検査測度課である。
- イ. 地方運輸局（北海道、東北及び北陸信越の各運輸局を除く。）において、モーターボート競走に関する事務を所掌しているのは、海事振興部船舶産業課である。
- ウ. 東京都を管轄する地方運輸局は、埼玉県に位置する関東運輸局である。
- エ. 同じ都市でも、規定する所掌事務の内容によって、管轄する地方運輸局が異なる場合がある。

平成27年海事代理士試験

筆記試験問題

2時限 (10:50~11:50)

5. 船員法

6. 船員職業安定法

7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

5. 船員法

1. 法令の規定を参照した次の文章中の□に入る適切な語句を下欄の語群の中から選び、その記号を解答欄に記入せよ。なお、1つの語句につき選択出来るのは2回までとする。(10点)

- (1) 期間の定のない雇入契約は、船舶所有者又は船員が□ア□時間以上の期間を定めて書面で解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に終了する。
- (2) 第64条第2項の規定により第60条第1項の規定又は第72条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて船員を作業に従事させる場合であつても、船員の1日当たりの労働時間及び1週間当たりの労働時間は、第60条第1項の規定及び第72条の国土交通省令の規定による労働時間を含め、それぞれ□イ□時間及び□ウ□時間を限度とする。
- (3) 船舶所有者は、船員(沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶で国内各港間のみを航海するものに乗組む船員を除く。)が同一の事業に属する船舶において初めて6箇月間連続して勤務に従事したときは、その6箇月の経過後1年以内にその船員に対し、与えなければならない有給休暇の日数は、連続した勤務6箇月について□エ□日とし、連続した勤務3箇月を増すごとに□オ□日を加える。
- (4) 常時10人以上の船員を使用する船舶所有者は、食料並びに安全及び衛生、被服及び日用品、陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設、□カ□、失業手当、雇止手当、退職手当、送還、教育、賞罰、その他の労働条件の事項について□キ□を作成したときは、これを国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。
- (5) 総トン数□ク□トン以上の日本船舶(漁船その他国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶を除く。以下「特定船舶」という。)の船舶所有者は、当該特定船舶を初めて□ケ□に従事させようとするときは、当該特定船舶に係る船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び療養補償について、国土交通大臣又は登録検査機関の行う定期検査を受けなければならない。
- (6) 船員法施行規則第3条の4第1項の船舶のうち国内航海船等以外の船舶(国内各港間のみを航海する特定高速船を除く。)であつて、出港後□コ□時間を超えて船内にいることが予定される旅客が乗船するものにおいては、当該旅客に対する避難のための操練を当該旅客の乗船後最初の出港の前又は当該出港の後直ちに実施しなければならない。ただし、荒天その他の事由により実施することが著しく困難である場合は、この限りでない。

【語群】

A. 3	B. 5	C. 10	D. 14	E. 15
F. 24	G. 40	H. 56	I. 72	J. 200
K. 500	L. 700	M. 1,600	N. 3,000	O. 労使協定
P. 国内航海	Q. 定期航路事業	R. 災害補償	S. 船舶保険	T. 国際航海
U. 就業規則	V. 作業言語	W. 旅客運送事業	X. 労務監査	Y. 貯蓄金

2. 法令の規定を参照した次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船舶所有者はやむを得ず雇入契約が不履行となる事態に備え、あらかじめ船員と協議のもと違約金について定め、又は損害賠償額を予定する契約をしておかなければならない。
- (2) 船員法第47条において、船舶所有者は同条第1項各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその費用で、船員の希望により、雇入港又は雇入港までの送還に要する費用の範囲内で送還することのできるその他の地まで船員を送還しなければならないこととしているが、船員が著しく職務に不適任であることを理由に雇入契約を解除した場合には、送還をする必要はない。ただし、送還に代えてその費用を当該船員に支払わなければならない。
- (3) 船員が職務上負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、その負傷又は疾病がなおるまで、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならないが、雇入契約存続中であっても職務外で負傷し、又は疾病にかかったときは、この限りでない。
- (4) 海上労働証書の有効期間は5年であり、当該証書の交付を受けた船舶において船舶所有者の変更があったときは、その変更があった日に当該証書の有効期間は満了したものとみなす。その有効期間が6月である臨時海上労働証書についても同様である。
- (5) 登録検査機関は、毎事業年度経過後3月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(以下、「財務諸表等」という。)を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、5年間事務所に備えて置かなければならないが、船舶所有者は、登録検査機関の業務時間内は、いつでも、無料で、当該財務諸表等の閲覧又は謄写の請求ができる。

3. 船員法施行規則第42条の9において、船長が労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させることが出来る特別の必要がある場合の時間外労働について規定されているが、同条第1号において、4時間を限度として海員に時間外労働を行わせることが出来る特別の必要がある場合とは、どのような場合において航海当直の員数を増加するときか。「船舶が～するとき」という形で同号に使用されている語句を用いて2つ答えよ。(2点)

4. 船長は、船員法第18条に基づき、船内に書類を備え置かなければならないが、当該書類について、同条に規定されている「船舶国籍証書又は国土交通省令の定める証書」及び「海上運送法(昭和24年法律第187号)第26条第3項に規定する証明書」以外のものの中から、同条に使用されている語句を用いて3つ挙げよ。

なお、4つ以上回答した場合については全て誤りとする。(3点)

6. 船員職業安定法

1. 法令の規定を参照した次の文章中の□に入る適切な語句又は数字を下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 派遣先は、派遣船舶ごとの同一の業務について、船員派遣元事業主から1年を超え□ア□以内の期間継続して船員派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該船員派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。
- (2) 船員職業安定法で「無料船員職業紹介事業者」とは、船舶所有者を代表する団体等が無料の船員職業紹介事業の許可を受けて、又は学校等が無料の船員職業紹介事業の□イ□、無料の船員職業紹介事業を行う者をいう。
- (3) 船員職業安定法で「船員労務供給」とは、□ウ□に基づいて人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させることをいい、船員派遣に該当するものを含まないものをいう。
- (4) 船員派遣元事業主は、国土交通省令で定めるところにより、船員派遣事業を行う事業所ごとの当該船員派遣事業に係る事業報告書及び収支決算書を、毎事業年度経過後□エ□以内に作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。
- (5) 船員派遣元事業主は、船員職業安定法第76条各号に掲げる事項を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、船員派遣元事業主の事業所ごとに派遣元責任者を選任しなければならないが、その派遣元責任者については、当該事業所の派遣船員の数が□オ□人以下のときは1人以上の者を選任しなければならない。

【語群】

1. 150	2. 登記をして	3. 250	4. 3年	5. 派遣契約	
6. 認可を受けて	7. 6年	8. 300	9. 200	10. 1ヶ月	11. 2ヶ月
12. 免許を受けて	13. 100	14. 雇用契約	15. 6ヶ月	16. 3ヶ月	
17. 供給契約	18. 登録を受けて	19. 労務契約	20. 届出をして		
21. 労使協定	22. 5年	23. 100日	24. 7年	25. 4年	

2. 法令の規定を参照した次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 無料船員職業紹介許可事業者は、告示で定める帳簿書類を備え付け、用済後1年間、これを保存しなければならない。

- (2) 船員職業安定法第34条の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業を行う者は、取扱職種の範囲等を変更したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (3) 船員職業安定法で「船員派遣」とは、船舶所有者が、自己の常時雇用する船員を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために船員として労務に従事させることをいい、当該他人に対し当該船員を当該他人に雇用させることを約してするものを含むものとする。
- (4) 船舶所有者、船員の募集に従事する被用者及び募集受託者は、募集に応じた者から、いかなる名義でも財産上の利益を受けてはならない。
- (5) 船員派遣元事業主は、国土交通省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、それを3年間保存しなければならないが、その保存すべき期間の計算についての起算日は、船員派遣の期間の開始の日とする。

7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 法令の規定を参照した次の文章中の□に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 海技免状の有効期間は、□ア□とする。
- (2) 機関限定は、□イ□海技士(機関)の資格及びこれより下級の資格についての海技免許につき、内燃機関について行う。
- (3) 海技士(通信)又は海技士(□ウ□)に係る海技免許は、電波法の規定による□エ□の免許又は船舶局□エ□証明が取り消されたときは、その効力を失う。
- (4) 海技試験は、身体検査及び□オ□とする。
- (5) 小型船舶操縦者は、次に該当するときは、自ら小型船舶を操縦しなければならない。
・ 港則法に基づく港の区域を航行するとき
・ 海上交通安全法に基づく□カ□を航行するとき
・ □キ□に乗船するとき
- (6) □ク□以外の小型船舶であって沿海区域の境界からその外側□ケ□海里以遠の水域(母船に搭載される小型船舶にあつては、当該水域のうち当該母船から半径二海里以内の水域を除く。)を航行するものにあつては、小型船舶操縦者のほか、機関長として、六級海技士(機関)の資格又はこれより上級の資格についての海技免許を受けた者を乗船させなければならない。
- (7) 登録小型船舶教習所において教習に関する事務を管理する者は、学校等である場合を除き、□コ□歳以上の者でなければならない。

2. 海技免状の有効期間の更新の申請に関する法令の規定を参照した次の文章中の□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(7点)

海技免状の有効期間の更新を申請する者は、当該免状の有効期間が満了する日以前□ア□以内に、申請書に次に掲げる書類等を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- ① 海技士身体検査証明書(申請日以前□イ□以内に□ウ□により受けた検査の結果を記載したものをいう。)又は□エ□(申請日以前□ア□以内に海技試験の身体検査を受け、交付されたものに限る。)
- ② 次のいずれかの書類

- ・ オ を有することを証明する書類
- ・ オ を有する者と カ の知識及び経験を有することについて認定を受けた者であることを証明する書類
- ・ キ の課程を修了したことを証明する書類

3. 五級海技士（航海）試験（身体検査及び口述試験）を受けるためには、次の乗船履歴表に定める乗船履歴を有しなければならない。

（乗船履歴表）

船 舶	期 間	資 格	備 考
総トン数十トン以上の船舶	三年以上		船舶の運航
総トン数二十トン以上の船舶	一年以上	六級海技士 （航海）	船長又は航海士

今ここに、現在40歳の者が、以下の経験を有する場合において、当該者が五級海技士（航海）試験（身体検査及び口述試験）を受けるのに必要な乗船履歴を有しているか否か。有しているなら○、有していないなら×を解答欄に記入せよ。なお、以下に記載された船舶は、いずれもこの法律が適用されているものである。（1点）

- ・ 20歳から24歳までの間に、総トン数500トン・出力750キロワットの近海区域を航行区域とする船舶に、甲板部の当直部員として2年乗り組んだ履歴
- ・ 26歳から29歳までの間に、総トン数199トン・出力750キロワットの沿海区域を航行区域とする船舶に、六級海技士（航海）の資格についての海技免許を有する船長として6月乗り組んだ履歴
- ・ 30歳から33歳までの間に、総トン数1,600トン・出力3,000キロワットの沿海区域を航行区域とする船舶に、甲板部の当直部員として2年乗り組んだ履歴

4. この法律の適用に関する次のア～エのうち、正しいものを1つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。（1点）

- ア. 日本船舶以外の船舶については、この法律が適用されることはない。
- イ. 長さ3メートルの船舶であっても港則法が適用される港内のみを航行するものについては、この法律が適用されることはない。
- ウ. 国土交通大臣が指定する水域のみを航行する船舶については、この法律が適用されることはない。
- エ. ろかいのみをもって運転する舟であっても港則法が適用される港内を航行するものについては、この法律が適用されることがある。

5. 小型船舶操縦士の免許に関する次のア～エのうち、正しいものを1つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。（1点）

- ア. 十八歳に満たない者には、一級小型船舶操縦士の免許を与えない。
- イ. 小型船舶操縦士の免許は、小型船舶操縦士が上級の資格についての操縦免許を受けたときにのみ失効する。
- ウ. 一級小型船舶操縦士の免許を受けた者は、特殊小型船舶操縦士の免許を受けたものとみなす。
- エ. 一級小型船舶操縦士の免許は、操縦試験に合格し、かつ、小型旅客安全講習の課程を修了した者について行う。

平成27年海事代理士試験

筆記試験問題

3時限（13:00～14:50）

8. 海上運送法
9. 港湾運送事業法
10. 内航海運業法
11. 港則法
12. 海上交通安全法
13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

8. 海上運送法

法令の規定を参照した次の文章中の□に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 海上運送法において「自動車航送」とは、船舶により自動車(道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車であつて、□ア□のもの以外のものをいう。)並びに次の各号に掲げる人及び物を合わせて運送することをいう。
- 一 当該自動車の運転者
 - 二 前号に掲げる者を除き、当該自動車に乗務員、乗客その他の乗車人がある場合にあつては、その乗車人
 - 三 当該自動車に積載貨物がある場合にあつては、その積載貨物
- (2) 一般旅客定期航路事業者は、旅客の運賃、国土交通省令で定める手荷物の運賃及び自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃であつて指定区間に係るものについて当該運賃の□イ□を定め、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の□ウ□を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。
- (3) 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者又は運航管理者を選任し、又は□エ□したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (4) 一般旅客定期航路事業者がその船舶運航計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、□オ□、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。
- (5) 特定旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の□カ□を受けなければならない。
- (6) 認定事業者(海上運送法第三十五条第三項第五号に掲げる基準に適合するものとして□キ□の認定を受けた船舶運航事業者等に限る。)が、□ク□に資するものとして国土交通省令で定める大きさ以上の日本船舶を用いて営む対外船舶運航事業等(対外船舶運航事業、対外船舶貸渡業その他これらに関連する事業として国土交通省令で定めるものをいう。)に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
- (7) 海上運送法の規定は、次に掲げる船舶のみをもつて営む海上運送事業には、適用しない。ただし、□ケ□船舶運航事業であつて、第二号に掲げる舟のみをもつて営

むもの以外のものについては、この限りでない。

- 一 総トン数 トン未満の船舶
- 二 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟

9. 港湾運送事業法

1. 次の①及び②の法令の規定を参照した文章の正誤について、正しい組合せをア～エの選択肢から選び、解答欄に記入せよ。（5点）

- (1) ① 港湾若しくは指定区間におけるいかだに組んでする木材の運送を他人の需要に応じて行う場合は、港湾運送事業法上の「港湾運送」に該当する。
② 港湾運送事業者は、原則その名義を他人に港湾運送事業のため利用させてはならないが、発行済株式の総数の二分の一を超える株式を保有することによりその事業活動を支配するものにおいてはその限りではない。

- ア ①正、②正
イ ①正、②誤
ウ ①誤、②正
エ ①誤、②誤

- (2) ① 港湾運送事業財団は、その所有者が一般港湾運送事業者等でない者になったことにより消滅する。
② 港湾運送事業の許可を取り消され、その取消の日から十年を経過しない者は、港湾運送事業の許可を受けることができない。

- ア ①正、②正
イ ①正、②誤
ウ ①誤、②正
エ ①誤、②誤

- (3) ① 港湾荷役事業には、貨物の船舶もしくははしけからの取卸し又は船舶もしくははしけへの積込む行為の他、荷捌き場における荷捌き又は保管する行為も含まれる。
② 港湾運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、すべからく国土交通大臣の認可を受けなければならない。

- ア ①正、②正
イ ①正、②誤
ウ ①誤、②正
エ ①誤、②誤

- (4) ① 港湾荷役事業等の許可を受けた者は、他の港湾運送事業者から引き受けた港湾運送については、その全部を自ら、又は当該港湾荷役事業者等と密接な関係を有する者が行わなければならない。

② 港湾運送事業者が死亡した場合、相続人が被相続人の行っていた港湾運送事業を引き続き営もうとするときは、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。

ア ①正、②正

イ ①正、②誤

ウ ①誤、②正

エ ①誤、②誤

(5) ① 国土交通大臣がする港湾運送事業法に基づく許可又は認可には、条件又は期限を付すことができ、それらの変更もすることができる。

② 営利を目的としない港湾運送を行う事業は港湾運送事業には含まれない。

ア ①正、②正

イ ①正、②誤

ウ ①誤、②正

エ ①誤、②誤

2. 次の文章は、港湾運送事業法に関する文章である。(1)～(4)については、 に入る適切な法令上の語句を、(5)については、語句の組合せを下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

(1) 一般港湾運送事業の許可を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、港湾運送約款を定め、国土交通大臣のを受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(2) 港湾運送事業者は、国土交通大臣に届け出た運賃及び料金並びにを受けた港湾運送約款をにおいて利用者の見やすいように掲示しなければならない。

(3) 一般港湾運送事業者は、その責に帰すべからざる事由により貨物の引渡をすることができないときは、の費用をもつてこれを倉庫業者に寄託することができる。

(4) 港湾運送事業者が、その事業を休止又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、休止又は廃止の日の前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(5) 港湾運送事業財団を組成する要素として法律上、起こりうる組合せはである。

【語群】

- ①検閲 ②助言 ③承認 ④認可 ⑤確認 ⑥許可 ⑦承諾
- ⑧本社 ⑨営業所 ⑩事業所 ⑪活動する港湾
- ⑫当該港湾運送事業者 ⑬荷受人 ⑭倉庫業者 ⑮荷送人
- ⑯二十日 ⑰三十日 ⑱一月 ⑲六十日
- ⑳（引船、荷役機械、地上権）
- ㉑（一般港湾運送事業等の経営のため必要な機械、上屋、著作権）
- ㉒（荷さばき施設、事務所、地役権）
- ㉓（賃借権、はしけ、一般港湾運送事業等の経営のため必要な器具）

10. 内航海運業法

法令の規定を参照した次の文章中の□に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 内航海運業法において「内航海運業」とは、内航運送をする事業（次に掲げる事業を除く。）又は内航運送の用に供される船舶の貸渡し（期間傭船を含み、主として港湾運送事業法に規定する港湾運送事業（同法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。）の用に供される船舶の貸渡しを除く。）をする事業をいう。
- 一 海上運送法に規定する□ア□及び□イ□
 - 二 港湾運送事業法に規定する港湾運送事業
 - 三 港湾運送事業法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業
- (2)① 総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶による内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う□ウ□を受けなければならない。
- ② 総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによる内航海運業を営む者は、□エ□の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (3) 内航海運業者（船舶の□オ□をする事業のみを行う者を除く。）は、□カ□の荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内航運送をする事業を行おうとするときは、当該内航運送をする事業に関し、内航運送約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (4) 運航管理者は、内航海運業法第九条第七項※の命令により解任され、解任の日から□キ□年を経過しない者でない必要がある。
- ※ 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、内航海運業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。
- (5) 国土交通大臣は、内航海運業者が次の各号のいずれかに該当するときは、□ク□月以内において期間を定めて当該内航海運業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該内航海運業の登録を取り消すことができる。
- 一 この法律の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は登録若しくは変更登録に付した□ケ□に違反したとき。
 - 二 第六条第一項第一号又は第四号から第六号までの規定に該当することとなつたとき。
 - 三 事業に関し不正な行為をしたとき。

(6) 国土交通大臣は、内航海運業法の施行に必要な限度において、内航海運業者若しくは第三条第二項※の届出をした者に対してその事業に関し国土交通省令で定めるところにより報告をさせ、又はその職員に内航海運業者若しくは同項の届出をした者の営業所若しくはその事業の用に供する に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

※ 総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによる内航海運業を営む者は、 の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

11. 港則法

1. 港則法に関する次の文章中の□に入る適切な語句を下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) この法律は、港内における船舶交通の□ア□及び港内の□イ□を図ることを目的とする。
- (2) 「特定港」とは、きつ水が深い船舶が出入できる港又は□ウ□が常時出入する港であつて、□エ□で定めるものをいう。
- (3) □オ□以外の船舶は、港則法第4条、第8条第1項、第10条及び第23条の場合を除いて、港長の許可を受けなければ、同法第5条第1項の規定により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定されたびよう地から移動してはならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りではない。

【語群】

①秩序の確立	②健全な発展	③適正な利用	④環境保全
⑤整とん	⑥管理	⑦安全	⑧開発
⑨大型船舶	⑩小型船舶	⑪危険物積載船舶	⑫原子力船
⑬外国船舶	⑭雑種船	⑮いかだ	⑯帆船
⑰別に法律	⑱政令	⑲国土交通省令	⑳港長が公示
㉑国土交通大臣が告示		㉒海上保安庁長官が告示	

2. 港則法に関する(1)～(5)の各文章について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、下欄の1～4の選択肢から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) ア. 特定港内において、雑種船を修繕し、又はけい船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。
イ. 特定港以外の法適用港において危険物の積込をするには、港長に届け出なければならない。
- (2) ア. 特定港の境界附近において危険物の運搬をしようとするときは、港長の許可を受けなければならない。
イ. 特定港以外の法適用港において使用すべき私設信号を定めようとする者は、当該港の所在地を管轄する海上保安部等の長の許可を受けなければならない。
- (3) ア. 特定港以外の法適用港の境界附近において工事又は作業をしようとする者は、当該港の所在地を管轄する海上保安部等の長の許可を受けなければならない。

- イ. 特定港の境界付近で端艇競争をしようとする者は、予め港長に届け出なければならない。
- (4) ア. 特定港以外の法適用港の港域内で船舶を進水させようとする者は、その旨を当該港の所在地を管轄する海上保安部等の長に届け出なければならない。
イ. 特定港においていかだを運行しようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- (5) ア. 入出港届を提出した後において、乗組員の数又は旅客の数に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を港長に届け出なければならない。
イ. 平水区域を航行区域とする日本船舶は、特定港に入出港する場合においても、入港届及び出港届、または入出港届を港長に提出することを要しない。

【選択肢】

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. ア-○ イ-○ | 2. ア-○ イ-× | 3. ア-× イ-○ | 4. ア-× イ-× |
|------------|------------|------------|------------|

12. 海上交通安全法

1. 海上交通安全法に関する次の文章中の□に入る適切な語句又は数字を下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(6点)

- (1) 海上交通安全法は船舶交通がふくそうする海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を□ア□するための規制を行なうことにより、船舶交通の□イ□を図ることを目的とする。
- (2) 航路又はその周辺の□ウ□で定める海域において工事等をしようとする者は、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、許可を要しない行為として、海面の最高水面からの高さが□エ□メートルをこえる空域における行為、海底下□オ□メートルをこえる地下における行為等が国土交通省令で定められている。
- (3) 法第31条第1項の規定により許可を受けようとする者は、申請書□カ□通を当該申請に係る場所を管轄する海上保安部の長を経由して管区海上保安本部長に提出しなければならない。

【語群】

①秩序の確立	②発展	③整とん	④管理
⑤安全	⑥防止	⑦別に法律	⑧政令
⑨国土交通省令		⑩港長が公示	
⑪国土交通大臣が告示		⑫海上保安庁長官が告示	
⑬ 1	⑭ 2	⑮ 3	⑯ 4
⑰ 5	⑱ 10	⑲ 15	⑳ 20
㉑ 50	㉒ 65	㉓ 80	㉔ 95

2. 危険物積載船の定義に関する次の文章中の□に入る適切な語句を下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(4点)

- (1) 爆薬□ア□以上、または換算して爆薬□ア□以上の火薬類を積載する、□イ□以上の船舶
- (2) ばら積みの高圧ガスで引火性のものを積載する、□ウ□以上の船舶
- (3) ばら積みの引火性液体類を積載する、□ウ□以上の船舶
- (4) 有機過酸化物(その数量が□エ□以上であるものに限る。)を積載する、□イ□以上の船舶

【語群】

① 10トン	② 30トン	③ 50トン
④ 80トン	⑤ 100トン	⑥ 150トン
⑦ 200トン	⑧ 500トン	⑨ 1000トン
⑩ 総トン数100トン	⑪ 総トン数300トン	⑫ 総トン数500トン
⑬ 総トン数1000トン	⑭ 総トン数3000トン	⑮ 総トン数5000トン
⑯ 総トン数15000トン	⑰ 総トン数20000トン	⑱ 総トン数25000トン
⑲ 長さ25メートル	⑳ 長さ50メートル	㉑ 長さ75メートル
㉒ 長さ100メートル	㉓ 長さ150メートル	㉔ 長さ200メートル
㉕ 長さ250メートル	㉖ 長さ300メートル	㉗ 長さ500メートル

13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

1. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に関する次の文章中の□に入る適切な語句又は数字を下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

(1) 港湾管理者及び漁港管理者は、廃油処理事業を行おうとするときは、その廃油処理施設の設置の工事の開始日(工事を要しないときは、その事業の開始の日)の□ア日前までに、その旨を□イに届け出なければならない。

(2) 日本国の内水、領海又は排他的経済水域において、他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行う総トン数□ウトン以上のタンカー(国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。)の船長は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該タンカーの名称、当該船舶間貨物油積替えを行う時期及び海域並びに積み替える貨物油の種類及び量その他の国土交通省令で定める事項を□エに通報しなければならない。

(3) あらかじめ□オの承認を受けて、海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶から油を排出しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を提出しなければならない。

【語群】

ア	1. 14 2. 30 3. 60	イ	1. 海上保安庁長官 2. 国土交通大臣 3. 環境大臣	ウ	1. 150 2. 200 3. 400
エ	1. 海上保安庁長官 2. 国土交通大臣 3. 環境大臣	オ	1. 海上保安庁長官 2. 国土交通大臣 3. 環境大臣		

2. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に関する次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

(1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律は、海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。

(2) 廃棄物とは、人が不要とした物(油及び有害液体物質等を含む。)をいう。

- (3) 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出た後であれば、船舶により未査定液体物質を輸送することができる。
- (4) 船舶所有者は、船舶を法律の規定によって廃棄物の排出に常用しようとするときは、当該船舶について環境大臣の登録を受けなければならない。
- (5) 何人も、船舶において、油等の焼却をしてはならない。ただし、船舶においてその焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める油等以外の油等であって当該船舶において生ずる不要なものの焼却をする場合はこの限りでない。

平成27年海事代理士試験

筆記試験問題

4時限（15:10～17:00）

14. 船舶法
15. 船舶安全法
16. 船舶のトン数の測度に関する法律
17. 造船法
18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の
保安の確保等に関する法律

14. 船舶法

1. 次の文章中の□に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)
- (1) 日本において船舶を取得した者がその取得地を管轄する管海官庁の管轄区域内に□アを定めないときは、その管海官庁の所在地において□イの交付を受けることができる。
 - (2) 管海官庁は船舶の総トン数、□ウ又は標示に関して必要ありと認めるときは、いつでも当該官吏により船舶に臨検させることができる。
 - (3) 船舶法施行細則の規定により管海官庁に書類を提出すべき場合において代理人を使用するときは、その□エを証する書面を提出しなければならない。ただし、船舶が官庁の所有に属する場合において、□オで指定された官庁又は公署の職員についてはこの限りでない。
 - (4) 船舶法第十四条第一項の規定による抹消の登録を行った場合、当該抹消の登録を行った管海官庁は、その船舶原簿を□カする。
 - (5) 外国において交付する仮船舶国籍証書の有効期間は、□キを超えることができない。
 - (6) 船舶法施行細則第十六条ノ二の規定により総トン数計算書の謄本又は抄本の交付を受けようとするときは、電子申請の場合を除き、一通につき□ク円の手数料を納付しなければならない。
 - (7) 管海官庁が船舶法施行細則の規定による申請を受けた場合において、当該申請が法令で定めた申請の形式上の要件に適合しないときは、速やかに補正を求め、又は□ケを提示してその申請を□コしなければならない。
2. 次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(10点)
- (1) 日本国民の所有する船舶は日本船舶であり、法令に別段の定めがある場合を除き、船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書の交付を受けた後でなければ、これを航行させることができない。
 - (2) 総トン数百トン以上の鋼製船舶は、船舶国籍証書の交付を受けた日又は前回の検認を受けた日から四年を経過するまでに船籍港を管轄する管海官庁に船舶国籍証書を提出し、その検認を受けなければならない。
 - (3) 日本船舶が国籍を詐る目的をもって日本の国旗以外の旗章を掲げたときは、船舶所有者を二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す。ただし、船舶が捕獲を避けようとする目的をもって日本の国旗以外の旗章を掲げたときは、これを適用しない。
 - (4) 船舶原簿に登録する船舶の種類とは、鋼船、木船の別をいう。
 - (5) 船舶所有者の氏名もしくは名称、住所又は共有者の持分の変更があった場合は、船舶所有者は申請書に変更に係る新旧事項が事実であることを証する登記事項証明書を添付して変更の登録を申請しなければならない。
 - (6) 登録事項証明書は、手数料のほか、送付に要する費用を納付することにより郵送してもらうことができる。

- (7) 船舶国籍証書の検認申請を受けた管海官庁は、申請者に対し、その船舶の所有者であることを証するに足る書類の提示を求めることができる。
- (8) 船舶法第五条ノ二第三項の規定により管海官庁において船舶国籍証書の提出期日の延期を認める場合は、船舶が外国にあるとき、その他正当な事由により船舶国籍証書の提出が著しく困難であるときに限る。
- (9) 行政区画やその名称、又は地番号の変更があったときは、船舶国籍証書に記載された行政区画やその名称、又は地番号は、当然これを変更したものとみなす。字又はその名称の変更があった場合も同様である。
- (10) 船舶国籍証書の書換を申請した場合において、その交付があったときは、二週間以内に旧証書を返還しなければならない。

15. 船舶安全法

1. 次の文章中の□に入る適切な語句又は数字を下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。なお、同じ番号を複数回使用することができる。(7点)

- (1) 日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ□アヲ保持シ且人命ノ安全ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ
- (2) □イの登録を受けた船級協会の検査を受け、船級登録がなされた□ウ以外の船舶は、船級を有する間、管海官庁の特別検査以外の検査を受け、これに合格したものと見なされる。
- (3) 船舶安全法第6条による製造検査を受検しなければならない者は、□エであり、製造検査の対象となる船舶は□オメートル以上の船舶である。
- (4) 管海官庁が行う検査又は検定の受検者は、検査又は検定に不服があるとき、不服の通知を受けた日の翌日より起算して□カ日以内にその理由を記載した文書を添えて□キに再検査又は再検定の申請をすることができ、再検査又は再検定に不服があるとき、その取り消しの訴えを提起することができる。

【語群】

- | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|-------|---------|------|-----|-----|------|------|
| ①10 | ②12 | ③20 | ④24 | ⑤30 | ⑥36 | ⑦60 | ⑧90 | ⑨安全性 | ⑩堪航性 |
| ⑪復原性 | ⑫船舶検査官 | ⑬都道府県 | ⑭管海官庁 | ⑮国土交通大臣 | ⑯製造者 | | | | |
| ⑰船舶所有者 | ⑱船舶管理人 | ⑲船舶借入人 | ⑳貨物船 | ㉑旅客船 | ㉒漁船 | | | | |

2. 次の文章中の□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(7点)

- (1) □アとは、漁船以外の小型船舶のうち漁ろうにも従事するものであって、漁ろうと漁ろう以外のことを同時にしないものをいう。
- (2) 検査を執行する管海官庁について、本邦外にある船舶及び予備検査の対象物件の検査の場合は□イのことを、原子力船及び危険物船舶運送及び貯蔵規則第45条に規定する船舶の検査の場合は□ウのことを「管海官庁」という。
- (3) 管海官庁は、船舶安全法又は船舶安全法に基づく命令に違反した事実を認めた場合、□エその他の処分をすることができる。
- (4) 専ら本邦の海岸から□オ以内の海面又は内水面において従業し、かつ総トン数20トン未満の□カは船舶安全法第32条（施設強制の規定の不適用）が適用され、船舶検査を受検する必要がない。。
- (5) 船舶所有者は船舶検査証書の有効期間が満了したときには、すみやかに船舶検査証書を□キしなければならない。

3. 次の問いに答えよ。(6点)

- (1) 船舶安全法において、臨時航行検査とはどのような検査とされているか説明せよ。
- (2) 船舶安全法に基づく旅客船とはどのような船舶か説明せよ。
- (3) 船舶安全法に基づく航行区域を全て答えよ。

16. 船舶のトン数の測度に関する法律

1. 次の文章は、船舶のトン数の測度に関する法律の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(3点)

(1)この法律において「貨物積載場所」とは、貨物の運送の用に供される□□□□内の場所をいう。

(2)□□□□は、我が国における海事に関する制度において、船舶の大きさを表すための主たる指標として用いられる指標とする。

(3)国土交通大臣は、この法律及び条約を実施するため必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、国際トン数証書(条約の締約国である外国が条約の規定に基づいて交付した国際トン数証書に相当する書面を含む。)、国際トン数確認書その他の物件を□□□□させることができる。

2. 次の文章は、船舶のトン数の測度に関する法律の条文である。□□□□に入る適切な語句を下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(7点)

船舶所有者は、次に掲げる場合には、その事実を知った日から□□□□以内に、国際トン数証書を国土交通大臣に返還しなければならない。ただし、国際トン数証書を返還することができない場合において国土交通大臣にその旨を届け出たときは、この限りでない。

- 一 船舶が滅失し、□□□□し、又は□□□□されたとき。
- 二 船舶が日本の□□□□を喪失したとき。
- 三 船舶の存否が□□□□間不明になったとき。
- 四 船舶が□□□□する船舶でなくなったとき。
- 五 船舶が長さ□□□□の船舶でなくなったとき。

【語群】

1. 十二メートル未満	2. 十二メートル以上	3. 二十四メートル未満
4. 二十四メートル以上	5. 売買	6. 没収
7. 拿捕	8. 沈没	9. 解撤
10. 改造	11. 独航機能撤去	12. 解体
13. 国際航路に従事	14. 国際航海に従事	15. 近海区域を航行
16. 遠洋区域を航行	17. 国籍	18. 船籍
19. 所有権	20. 抵当権	21. 登記
22. 船舶国籍証書	23. 一週間	24. 二週間
25. 三週間	26. 一箇月	27. 二箇月
28. 三箇月	29. 一年	30. 二年

17. 造船法

1. 法令の規定を参照した次の文章中の□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(5点)

- (1) 総トン数□ア□以上又は長さ五十メートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、□イ□又は引揚船台を備える船舶の製造又は修繕の施設を所有し、又は借り受けている者が、当該施設において、船舶の製造又は修繕に必要な造船台、□イ□、引揚船台等の設備であって国土交通省令で定めるものを新設し、増設し、又は□ウ□しようとするときは、国土交通省令の定める手続に従い、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (2) 造船法第二条第一項の許可を受けた者が、当該許可に係る事業について造船業開始届出書を提出する場合において、当該許可の申請の際に添付した書類及び図面に示した事項について□エ□ときは、届出書にその旨を記載して添付書類を□オ□することができる。

2. 造船法に関する次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 鋼製の船舶の修繕をする事業を開始した者は、その事業を開始した日から二箇月以内に、その施設の概要及び事業計画を所轄地方運輸局長に届けなければならない。
- (2) 造船法の許可を受けている総トン数千トンの鋼製の船舶の製造をすることができる造船台を所有する者が、当該造船台を総トン数二千トンの鋼製の船舶の製造をすることができるよう変更しようとするときは、造船法第三条第一項の規定に基づき、設備の増設に係る国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (3) 造船法において、国土交通大臣の許可を受けず長さ五十メートル以上の鋼製の船舶の製造をすることができる造船台を備える船舶の製造の施設を新設した者は六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると定められている。
- (4) 鋼製の船舶の修繕をする事業を開始した者であっても、造船法第二条第一項の施設を所有していない場合は、造船法第六条第一項の規定に基づく事業開始の届出は要さない。
- (5) 総トン数三千トンの鋼製の船舶の製造をすることができる造船台を備える船舶の製造の施設を所有し、事業を営んでいる者は、毎年二回、生産状況報告書を提出しなければならない。

18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

1. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に定める、国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な措置について、次の文章中の [] に入る適切な語句を日本語で解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、当該国際航海日本船舶の乗組員について、[ア] 措置の実施を確保するために必要な [イ] を、船長に実施させなければならない。
- (2) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務を統括管理させるため、当該国際航海日本船舶の乗組員以外の者であって、船舶の保安の確保に関する知識及び能力について国土交通省令で定める要件を備えるものの中から、[ウ] を選任しなければならない。
- (3) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務を当該国際航海日本船舶において管理させるため、当該国際航海日本船舶の乗組員であって、国土交通大臣の行う船舶の保安の確保に関する講習を修了したもののうちから、[エ] を選任しなければならない。
- (4) [オ] は、船舶に対する危害行為が発生した場合に、速やかにその旨を [カ] に伝達する機能を有する装置であり、船舶所有者は、国際航海日本船舶に本装置を設置しなければならない。
- (5) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る [オ] 等の設置に関する事項、[ア] 措置の実施に関する事項、[ウ] の選任に関する事項、[エ] の選任に関する事項、[イ] の実施に関する事項及び船舶保安記録簿の備付けに関する事項その他の当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した [キ] を定め、これを当該国際航海日本船舶内に備え置かなければならない。
- (6) 国際航海日本船舶は、有効な [ク] 又は臨時 [ク] の交付を受けているものでなければ、国際航海に従事させてはならない。[ク] の有効期間は [ケ] であり、臨時 [ク] の有効期間は [コ] である。